

税001	項目名	固定資産評価審査委員会費	
予算書項目	固定資産評価審査委員会費	ページ	37
年度	R5	所 属 名 総務部税務・債権管理局 市民税課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 税制係 0857-30-8142		
款 総務費	【1次総の施策体系】 0003		
項 徴税費	【事業の経過及び背景】 地方税法第423条による固定資産評価審査委員会の設置及び運営に係る経費。		
目 税務総務費	【事業の目的及び効果】 固定資産評価審査委員会の制度は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査を独立した機関である審査委員会に担わせ、中立で公正な審査により納税者の権利を保護することを目的としている。 令和3年度の固定資産課税台帳に登録された価格に対して審査申出があり、審査委員会が行った審査決定に不服があるとしてその取消を求めて提起された訴訟について、令和5年9月29日に原告の請求を棄却する判決が下されたため、これに伴う代理人弁護士への成功報酬を計上する。		
(単位：千円)	【事業の内容】 固定資産評価審査決定取消請求事件に係る代理人成功報酬 330千円		
補正前額	129		
要求額	330		
総務部長段階査定額	330	その他財源の内訳	
市長段階査定額	330	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収入	0
		その他	0
区分	補正額		
財源内訳			
国・県支出金	0		
地方債	0		
その他	0		
一般財源	330		
計	330		
備考欄			

税002	項目名	還付金	
予算書項目	還付金	ページ	39
年度	R5	所 属 名 総務部税務・債権管理局 収納推進課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 管理・企画係 0857-30-8161		
款 総務費	【1次総の施策体系】 0003		
項 徴税費	【事業の経過及び背景】 還付金は、調定額が申告等により遡って減額され、納付した金額の方が多くなった場合、また錯誤により納め過ぎとなった場合に差額を還付するもの。特に法人市民税は中間申告制度があり、業績により中間納付額が確定申告額を超える場合、過納金を還付する。還付加算金は、過誤納金を還付する際に上乘せる利息相当分。		
目 賦課徴収費	【事業の目的及び効果】 適切かつ迅速な還付処理を行うもの。		
(単位：千円)	【事業の内容】 事業費実績見込みによる還付金及び還付加算金の増。		
補正前額	87,000	令和5年度還付金（還付加算金含む）	
要求額	36,460	4-9月（実績） 102,690千円	
総務部長段階査定額	36,460	10-3月（見込） 20,770千円	
市長段階査定額	36,460	合 計（見込） 123,460千円（補正額36,460千円）	
		※還付金の実績（過去3年）	
		市民税（個人・法人）、固定資産・都市計画税、軽自動車税の還付金及び還付加算金	
		令和2年度 85,653千円	
		令和3年度 103,636千円	
		令和4年度 90,050千円	
区分	補正額		
財源内訳			
国・県支出金	0		
地方債	0		
その他	0		
一般財源	36,460		
計	36,460		
備考欄			